

本研究会開催の趣旨・目的と 今後御議論いただきたい事項

第1回

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会

平成26年8月13日

1 本研究会の開催の目的

我が国においては、経営が困難になり、市場から退出することが見込まれる事業者に対して、様々な政策目的を達成するために、国、地方公共団体、公的機関（国などが出資する法人等）による事業再生支援（公的再生支援）が行われている。



公的再生支援を実施したことで、競争の結果、本来市場から退出すべきであった被再生支援事業者が、市場から退出せずに存続するため、関連する市場における競争に影響を及ぼしているという指摘がある。

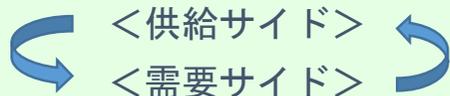


他の政策目的を達成するために実施される公的再生支援が競争に与える影響を最小限のものとするのが重要であるとの認識の下、公的再生支援の在り方に関し競争政策の観点から検討を行っていくもの。

2 競争政策の意義と効果

市場メカニズム（公正・自由な競争）を通じた、消費者利益の確保・国民経済の発展

●市場における競争と新規参入・退出の自由を確保し、活発な競争状態を維持



顧客獲得を目指し、商品・サービス開発や価格優位性の面での競い合い
優良な商品・サービスの選択により、供給者（企業の優劣）の選別

●消費者による商品選別を経ることにより、個々の企業活動が活性化、持続的発展

供給サイド（企業）にもたらされるメリット

- ① イノベーション（技術革新）の促進（i.e. 新商品・新技術の開発、生産性向上、コストダウン等）
- ② 価格面だけでなく、機能・品質等の非価格競争力の強化による競争力の向上
- ③ 活力ある企業による外需の取り込み（輸出拡大や海外進出）による事業拡大

需要サイド（国民・消費者）にもたらされるメリット

- ① 絶え間ない商品イノベーションにより新しい商品・サービスの登場、性能の進化、品質の向上
- ② 生産性向上、コスト削減努力による既存品の価格低下のほか、新しい高性能・高品質な商品を競争的な価格で享受
- ③ 複数の供給者による多様な商品・サービスの中から、自分の嗜好に沿ったものを選択

3 公的再生支援について

(1) 公的再生支援とは

国，地方公共団体，公的機関（国などが出資する法人等）が，経営が困難な状況にある事業者に対して支援を行うこと

(2) 公的再生支援の手法

- 金融支援
 - 出資，融資，融資枠の設定，利子補給等
- 債権者間調整
 - 金融機関等の債権者間の調整
- 専門家の派遣等
 - 経営再建のために必要な知識，人材面での支援等

(注) 上記以外にも税制面での優遇措置がある。

(3) 実施主体の例

(株)地域経済活性化支援機構(旧・(株)企業再生支援機構)の場合

- 再生支援の手法
 - 出資，融資，融資枠の設定，債権買取，債務保証，金融機関等の債権者間の調整，事業再生計画の策定支援，経営人材の派遣等
- 主な再生支援の対象となったものの例；
 - 日本航空，ウィルコム 等(注)

(注) 企業再生支援機構によるものを含む。

4 公的再生支援に対する考え方

(1) 公的再生支援の目的

公的再生支援は、様々な政策目的に基づき、経営が困難な状況にある事業者が市場から退出することによって生じる弊害を回避するために行われる。

政策目的の例

インフラの維持
(地域医療インフラ、公共交通インフラ等)

雇用の確保

地域経済の活性化

取引先の連鎖倒産の防止

(2) 競争政策上の懸念

公的再生支援によって、競争の結果、本来市場から退出すべきであった事業者が、市場から退出せずに存続するため、関連する市場における競争を歪めるおそれがある。

競争を歪める例

非効率的な企業が残存することにより、市場全体の効率性を損なう。

ライバル企業がよりリスクの高い行動を取る可能性がある。

非効率的な企業が、効率的な企業より競争上優位になる可能性がある。

経営破綻時の救済を見据えて、企業が失敗を避けるインセンティブが弱まる。

5 今後の研究会で御議論いただきたい事項（案）①

第1 公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識

- ① 競争政策の観点から公的再生支援はどのように評価すべきか。
- ② 他の政策上の必要性から公的再生支援を行う場合、競争政策の観点から当該支援はどのようなものであるべきか。

（考慮すべき事項）

- 競争の結果、本来は市場から退出すべき事業者が、公的再生支援によって退出しないことは競争（市場メカニズムの機能）を歪めるおそれがあり、競争政策の観点からどのように評価すべきか。
- 競争の結果とはいいい難い自然災害等の不可抗力によってもたらされる経営破綻に対して行われる公的再生支援については、競争政策の観点から検討すべきものではないのではないか。
- 「競争を歪める」ことによって、具体的に市場にどのような影響を与えると考えられるか。
- 公的再生支援を行う場合であっても、その目的を達成する必要性の範囲内で競争への影響を最小化すべきではないか。

第2 公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応

1 公的再生支援が競争に与える影響

- ① 公的再生支援は、競争に対してどのような影響を与えるのか。
- ② 競争への影響の程度が大きくなる／小さくなるのは、どのような場合か。
- ③ 公的再生支援が競争に与える影響を判断する際に何を考慮すべきか。

2 公的再生支援が競争に与える影響の最小化の方法

- ① 公的再生支援が競争に与える影響を最小化するために、支援の内容はどのようなものであるべきか。
- ② 支援の内容に加えて、競争への影響を最小化するためにどのような措置を採ることが適当か（代償措置等）。

（考慮すべき事項）

- どのような市場構造の場合に公的再生支援が競争に与える影響が大きくなるか。
（強大な事業者が1社存在するような市場において、その強大な事業者に対して支援を行う場合、複占など高度に寡占化された市場や参入障壁が高い市場において、1事業者に対して支援を行う場合）
- 支援対象者の規模（大企業／中小企業）、支援の規模、支援の期間、支援の手法（金融支援、債権者間調整、専門家の派遣等）等の違いによって、競争に与える影響はどのように異なるか。
- 代償措置について、EUで採用されているような方策（生産・供給能力の制限、新規分野への投資の制限、競争事業者よりも低価格で販売することの禁止等）を導入することは妥当か。

第3 公的再生支援の適切さを確保するための枠組み

1 公的再生支援策の策定

公的再生支援が競争政策の観点から適切なものであることを確保するために、競争当局及びその他の関係機関はどのような役割を果たすべきか。

2 事後的な競争回復策の在り方

支援開始後に、支援対象事業者が当初の想定以上に競争上優位になった場合、どのように対処すべきか。また、対処に当たって考慮すべき点は何か。

3 公的再生支援後に関係する事業規制等の在り方

支援対象事業者やその競争事業者が公的規制制度の下にある場合、当該規制を所管する機関が競争政策の観点から留意すべき点は何か。

（考慮すべき事項）

- 競争当局は、競争政策の観点からの公的再生支援に関する統一的な考え方を示すべきではないか。
- 競争当局は、その考え方を実効的なものにするために、どのような役割を果たすべきか。
- 関係機関は、公的再生支援策の策定時に競争政策の観点を踏まえるべきではないか。
- 支援開始後に、当該支援によって当初の想定以上に競争上優位になったことをどのように判別するか。
- 競争上優位になった時点が公的再生支援期間中と支援終了後のいずれかによって事後的な競争回復策の考え方は異なるか。
- 公的再生支援期間中又は支援終了後に、事業所管官庁が公的規制制度の下で被再生支援事業者又は他の競争業者に対して何らかの措置を採る場合、この措置が競争に与える影響について、公的再生支援による影響も含めて考慮すべきではないか。